

問題提起及び検討課題			対応方針等
<b>1 県の役割</b>  (1) 景観部分に関して行政ができることは、制度をつくること 自分たちが管理している「もの」の景観をどうするかは2つしかない。  (2) 県レベルで景観を整備保全する団体を指定する、設立することもありえるのではないか。  (3) 景観の持続性、継続性を考えれば住民が主体になるべきではないか。  (4) 平成18年4月末日までに29県で景観条例を制定しているが、宮城県においても検討すべきか。 (参考) 29県の内訳			実現性、実効性のあるものを検討の上、整理体系化していきたい。  公共施設整備にあたり、景観面からの審査体制の構築を検討していきたい。  県全体を業務内容とする景観整備機構指定の要請があれば、積極的に指定したい。 なお、県において新たにトラストファンドなどを設立することは、現下の財政状況、経済状況では困難であるが、民間資金の活用等ができないか検討していきたい。  「景観形成の基本方向」の記述に反映させていきたい。  景観法の趣旨を踏まえるならば、景観をコントロールするのは、住民に近い市町村が担うことが基本であり、県が条例によって土地利用規制に積極的に関与する意義は少ないと考えている。
施行時期	景観法施行前	景観法施行後	
土地利用規制を目的とするもの	北海道，岩手県 秋田県，福島県 栃木県，群馬県 埼玉県，東京都 山梨県，富山県 石川県，滋賀県 大阪府，兵庫県 鳥取県，島根県 岡山県，広島県 熊本県，大分県 宮崎県，沖縄県  (22県)	青森県， 茨城県， 長野県  (3県)	仮に理念的な条例を検討する場合、景観形成の方向性、誘導性を示すものになるが、実効性を確保することは困難と考えられる。  現時点では、他県の動向等も見極めながら、条例制定の必要性について、引き続き検討していきたい。
理念を中心として定めたもの	福岡県，長崎県  (2県)	岐阜県， 山口県  (2県)	
<b>2 市町村への支援方策</b>  (1) 地域で景観を育成していくプロを生み出すことを検討していくべきではないか。			地域における景観形成は、一義的には市町村がその任に当たるべきと考えているが、景観アドバイザー等、地域に根ざす民間の方が関与する仕組みを市町村又は県民に推奨していく。

問題提起及び検討課題	対応方針等
<p>(2) 市町村の景観行政を支援するため、人材面で専門家の派遣やガイドラインを作成すべきではないか。</p> <p>(3) 地域住民の活動支援など良好な景観形成のための誘導策も考えるべきではないか。</p> <p>(4) 景観整備に係る市町村の意識改革が必要なのではないか。</p> <p>(5) 改修費用など経済的な負担などが難しい個人所有の重要建築物の保全が重要ではないか。</p>	<p>景観アドバイザー派遣制度を検討していく。</p> <p>基本的には市町村が支援することが望ましいことから、市民による景観整備に対してワークショップ運営手法へのアドバイスなどを検討していきたい。</p> <p>市町村への普及啓発を積極的に行う。 景観に関心のある市町村に対する県の重点的な支援（計画づくりへのアドバイス等）、市町村長への説明を行う。 景観ポータルサイトの開設を通じた情報提供を行っていきたい。 市町村を対象とした景観行政担当者会議（年1回）を開催していきたい。</p> <p>直接的な助成は困難であるが、景観重要建築物制度の普及（相続税、管理協定）を図るほか、まちづくり交付金制度などの既存制度活用を市町村又は県民に推奨していく。</p>
<p><b>3 景観づくりの普及啓発</b></p> <p>(1) 都市景観賞のように、景観の良いところを県民に具体的に示すことも必要ではないか。</p> <p>(2) 景観の整備・保全が地域の付加価値となり、ひいては地域の振興に寄与するものであることを住民に理解してもらうべきではないか。</p> <p>(3) 住民レベルからも景観に関する関心を醸成すべきではないか。住民の意識改革が必要なのではないか。</p>	<p>国の「棚田百選」など既存制度の活用に加え、景観百選、宮城景観賞の選定など県民に対して景観への関心を持っていただく施策を検討する。</p> <p>シンポジウムの開催等を通じて景観法の基本理念について普及啓発を図るほか、市町村長への説明を行っていく。</p> <p>景観百選や顕彰制度を通じた啓発を図るほか、<u>小中高生に対して各種コンテストの実施などを通じて景観教育の普及が可能か、教育委員会サイドとも検討していきたい。</u></p>
<p><b>4 体制の確立</b></p> <p>(1) 景観行政と観光行政の連携の強化を図るべきではないか。</p>	<p>観光課も庁内連絡会議のメンバーとなっている。さらに「景観形成の基本方向」の記述にも反映させていきたい。</p> <p>観光その他地域間交流につながるような個性ある景観の形成をはかる。景観整備に努力している団体のPR、表彰等も検討する。</p>

問題提起及び検討課題	対応方針等
<p>(2) 自然景観を支える生態系の維持などは県が行うべきではないか。</p> <p>(3) 景観行政を進めるに当たっては、県庁内の横断的な組織が必要なのではないか。</p> <p>(4) 行政不信というわけではないが、市町村が住民に対して景観整備に関して十分な情報を発信していないのではないか。</p>	<p>提案の趣旨を生かして環境保全行政との連携を積極的に図る。</p> <p>関係課から構成される庁内連絡会議を設置している。景観行政に関しては、基本的に都市の土地利用に係ることから都市計画課が窓口として対応していきたい。</p> <p>定期的な担当者会議の開催などを通じて市町村に対する普及啓発を行いたい。</p>